

第一節、日本国憲法前文を読む

A 日本国憲法 前文 1946年11月3日

一 ①日本国民は、a 正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、b われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、c わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、d 政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、e ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。②そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。③これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。④ f われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

二 ①日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。②われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社會において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。③われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

三 ①われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

四 ①日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

B 日本国憲法前文を読む <主語、述語に留意して>

1 ①日本国民は… (この憲法を) 確定する。

②国政は…

③これ (②) は…であり、この憲法は…かかる原理 (②) 基づくものである

* ②③は①の「この憲法」に係る修飾節をなす。それは、マッカーサー原案においては明確である。下記参照。

④われらは (日本国民は) …排除する。

2 ①日本国民は…決意した

②われらは (日本国民は) …思う

③われらは (日本国民は) …確認する

3 ①われらは (日本国民は) …信ずる

4 ①われらは (日本国民は) …誓う

C 『マッカーサー草案』1946年2月13日 …第一節の文章構造

前文 第一節 (principles and purposes)

— We, the Japanese People, acting through our duly elected representatives in the National Diet,

determined that we shall secure for ourselves and our posterity the fruits of peaceful cooperation with all nations and the blessings of liberty throughout this land, and resolved that never again shall we be visited with the horrors of war through the action of government, do proclaim the sovereignty of the people's will and do ordain and establish this Constitution, founded upon the universal principle that government is a sacred trust the authority for which is derived from the people, the powers of which are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people; and reject and revoke all constitutions, ordinances, laws and rescripts in conflict herewith.

D 日本国憲法前文の内容

一日本国憲法の原理 (these high principles and purposes these high ideals and purposes)

- ① a 民主主義 → 第四～八章
b 平和主義 → 第二章 戦争の放棄
c 基本人権の尊重 → 第三章 国民の権利義務
d 戦争の放棄 → 第二章 戦争の放棄
e 国民主権 → 第一章 天皇

②③ e a c の基礎付け。「e 人民の a 人民による c 人民のための政治」人類普遍の原理。

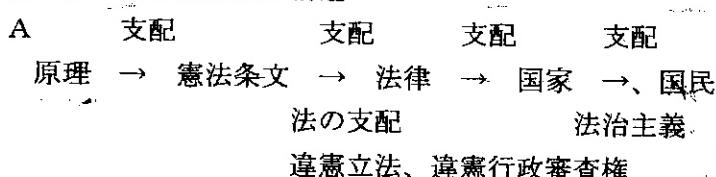
④ f 法の支配 → 第十章 最高法規、憲法は国家に対する命令である

二〇 h の基礎付け

三② e の基礎付け

四、「一」に掲げた原理の実現を誓う → 審査条文を通じて

第二節 日本国憲法の構造



B 日本国憲法 第10章 最高法規（法の支配について）

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

它希望它能被，它就把它毁灭。

第三節 平和主義について、前文と第2章

A 第2章 戦争の放棄

第9条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、②国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

B 前文

第9条

b 諸国民との協和による成果と、the fruits of peaceful cooperation with all nations …①
d 政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し …②

参考 日本国憲法の成立過程

< 1945年 >

7/26 ポツダム宣言（米英中）

8/14 日本ポツダム宣言受諾

11/5 憲法研究会結成

12/17 衆議院議員選挙法改正（20歳以上、男女平等普通選挙）

12/27 「憲法草案要綱」憲法研究会

< 1946年 >

CHIEF OF STAFF

1/11 ラウエル「私的グループによる憲法草案に対する所見」→幕僚長

2/1 毎日、「憲法問題調査委員会試案（松本案）」をスクープ

2/3 マッカーサー三原則

2/4 民政局憲法草案作成を開始

2/8 憲法制定会議「憲法改正要綱（松本案）」を占領軍に提出

2/10 民政局憲法草案成立

2/13 「マッカーサー案」→政府

3/6 政府「憲法改正草案要綱」を発表

4/10 総選挙（新選挙法による）

4/17 政府、「憲法改正草案」+英訳

6/8 枢密院本会議可決 → 8/24 衆議院修正可決屋 → 10/5～6 貴族院修正可決

→ 10/7 衆議院可決 → 10/29 枢密院可決

11/3 「日本国憲法」公布

< 1947年 >

5/3 「日本国憲法」施行

参考文献

「日本国憲法制定の過程」上・下、高柳賢三、大友一郎、田中英夫、1972年、有斐閣

「憲法制定の過程に関する小委員会報告書」憲法調査会事務局、1961年、大蔵省印刷局

<参考資料>

『大日本帝国憲法』前文 1889年2月11日

朕(チ)祖宗(ツウ)ノ遺烈(ルツ)ヲ承(ウ)ケ万世一系(バンセイイツキ)ノ帝位(テイ)ヲ踐(フ)ミ朕(チ)ノ力(ガ)親愛(シアイ)スル所(トコ)ノ臣民(シミン)ハ即(スナハチ)チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養(ケイブジヨウ)シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念(モ)ヒ其(リ)ノ康福(コウフク)ヲ増進(ゾウシン)シ其ノ懿德(トク)良能(リョウノカ)ヲ発達(ハッタツ)セシメムコトヲ願(オハ)ヒ又(マタ)其ノ翼賛(ヨクサン)ニ依(ヨ)リ与(トモ)ニ俱(トモ)ニ國家(コウカ)ノ進運(シウノ)ヲ扶持(フジ)セムコトヲ望(ハズ)ミ乃(ナリ)チ明治十四年十月十二日ノ詔命(ショウメイ)ヲ履踐(リセソ)シ茲(ココ)ニ大憲(タイケン)ヲ制定(セヘイ)シ朕カ率由(ツユウ)スル所ヲ示(シ)シ朕カ後嗣(コウシ)及(オビ)臣民(シミン)及臣民ノ子孫(シソン)タル者(モ)ヲシテ永遠(エイソ)ニ循行(シユンコウ)スル所ヲ知(シ)ラシム
国家統治(コウカトウチ)ノ大権(タイケン)ハ朕カ之(ヨレ)ヲ祖宗ニ承(ウ)ケテ之ヲ子孫ニ伝(ツタ)フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ将来(ショウライ)此(コ)ノ憲法(ケンポウ)ノ條章(ジヨウショウ)ニ循(シタガ)ヒ之ヲ行フコトヲ欲(アヤマ)ラサルヘシ
朕ハ我(ワ)カ臣民ノ権利(ケンリ)及財産(ザイソ)ノ安全(アンゼン)ヲ貴重(キヨウ)シ及之ヲ保護(ホコ)シ此ノ憲法及法律(ホリツ)ノ範囲内(ハシケイ)ニ於(オヒ)テ其(リ)ノ享有(キヨウカ)ヲ完全(カンゼン)ナラシムヘキコトヲ宣言(センゲン)ス
帝国議会(テイロギカイ)ハ明治二十三年ヲ以(モ)テ之ヲ召集(ショウシュウ)シ議会(ギカイ)開会(カイカイ)ノ時(トキ)ヲ以(モ)テ此ノ憲法ヲシテ有効(ヨコウ)ナラシムルノ期(キ)トスヘシ
将来若(モシ)此ノ憲法ノ或(ア)ル條章ヲ改定(カヘイ)スルノ必要(ヒツヨウ)ナル時宜(ジギ)ヲ見(ミ)ルニ至(イタ)ラハ朕及朕カ繼続(ケイトウ)ノ子孫ハ發議(ハキ)ノ權(ケン)ヲ執(ト)リ之ヲ議会ニ付(フ)シ議会ハ此ノ憲法ニ定メタル要件(ヨウケン)ニ依(ヨリ)之ヲ議決(ギケル)スルノ外(ホリ)朕カ子孫及臣民ハ敢(アエ)テ之カ紛更(フコウ)ヲ試(ココロ)ミルコトヲ得(エ)サルヘシ
朕カ在廷(ザイヘイ)ノ大臣(ダイジン)ハ朕カ為(タメ)ニ此ノ憲法ヲ施行(セコウ)スルノ責(セキ)ニ任(ソ)スヘク朕カ現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠(エイソ)ニ從順(シユウシヨン)ノ義務(キム)ヲ負(オ)フヘシ
御名御璽(キヨメギョウ)、天皇署名と押韻)

『日本国憲法改正草案』平成24(2012)年4月27日、自由民主党

日本国民は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統治の象徴である天皇をいただく国家であって、国民主権の下、立法、行政、司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、境域や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するために、ここに、この憲法を制定する。